

横断的分野3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

＜現状と課題＞

障がいのある人の情報取得やコミュニケーションにおいては、できる限り、それぞれの障がいの特性に応じた手段を選択し、利用できることが重要です。

札幌市では、障がいの特性に応じた手段により、情報を取得したり、コミュニケーションしやすい環境の整備に向けて、平成●●年●●月に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」（以下「障がい者コミュニケーション条例」といいます。）を制定しており、この条例に基づき、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進することで、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、意思疎通支援を充実していく必要があります。

＜2016年度障がい児者実態等調査から＞

家族以外の人との意思の疎通について、時間がかかったり、1人では難しい方の割合（障がい者調査 43.9% 障がい児調査 55.6%）

◆基本方針

基本方針1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解と利用を促進し、障がいのある人が情報を取得したり、コミュニケーションしやすい環境づくりを進めます。

基本方針2 障がいのある人の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図り、情報アクセシビリティの向上につなげます。

◆基本施策	
基本施策1	障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進
基本施策2	障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
基本施策3	障がいに配慮した市政情報の提供
基本施策4	情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

◆基本施策1 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

○ 手話や要約筆記、点字、平易な表現など、障がいの特性に応じた様々なコミュニケーション手段について、広く市民の理解を促進します。

＜重点取組＞

◆ コミュニケーション手段に関する普及啓発（新規）

障がい特性に応じたコミュニケーション手段の内容や、それぞれの手段を必要とする人の障がいの特性、必要とする配慮などについて、ホームページやパンフレット、動画などにより分かりやすく周知していきます。

◆ コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供

市民の皆さまに障がい特性に応じたコミュニケーション手段を学んでいただくため、講習会や出前講座などを開催します。

◆ コミュニケーション手段を学ぶ取組への支援（新規）

市民が自主的に障がい特性に応じたコミュニケーション手段

を学ぶ取組を支援するため、札幌市のホームページにおけるサークル活動の紹介等の取組を行います。

※ 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の表を追加

## 基本施策2 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

- 障がいのある人が、障がい特性に応じたコミュニケーション手段を円滑に利用できるよう取組を進めます。

### <重点取組>

#### ◆意思疎通支援事業の円滑な実施

障がい者総合支援法に基づく意思疎通支援について、引き続き円滑な事業の実施に努めます。

⇒ 障がい福祉計画の部（100ページ）もご覧ください。

#### ◆意思疎通支援者の広域派遣（新規）

札幌市民が市外において手話通訳等の意思疎通を必要とする場合に、他自治体の協力を得て、支援者を派遣する取組を実施します。

#### ◆区役所等でのコミュニケーション支援機器の配置（新規）

区役所等に設置したタブレット端末を使用して、遠隔手話通訳や、音声認識アプリケーションによる音声情報の文字化を行い

ます。

また、聴覚障がいがある人とのコミュニケーション促進のため、めカウスタ型磁気誘導システムも引き続き導入していきます。

◆合理的配慮に関する環境整備に対する支援（新規）

障がい特性に応じたコミュニケーション手段に関する合理的配慮を提供しやすい環境を整備するため、事業者を支援します。

◆コミュニケーション支援者の確保及び養成

手話通訳者や要約筆記者などの支援者を養成するための講座等を開催します。また、必要なコミュニケーション支援が行えるよう、支援者の確保に努めます。

◆テレビ電話を活用した消費生活相談

聴覚障がいのある人が消費生活相談に訪れた場合に、テレビ電話を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。

基本施策3 障がいに配慮した市政情報の提供

- 障がいのある人が市政に関する情報を取得しやすいよう、障がいに配慮した市政情報の提供を進めます。

＜重点取組＞

◆ 情報保障のガイドラインの作成・活用（新規）

情報取得やコミュニケーションに関する障がいのある人が参加する会議等における配慮などをまとめたガイドラインを作成し、活用します。

◆ 札幌市公式ホームページの管理運営

障がいのある人がホームページから情報を得やすいよう、アクセシビリティ（使いやすさ）の更なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い勝手の向上に努めます。

◆ 福祉ガイド等の作成・配布、各種相談窓口の紹介

福祉ガイド等を作成・配布し、障がいのある方が利用できる各種サービス等について広く周知を図ります。

◆ 点字・音声による情報提供

視覚に障がいのある人のために、広報さっぽろの点字版「点字さっぽろ」、録音版「声のさっぽろ」を発行するなど、市政情報の点字・音声による情報提供の充実に努めます。

◆ 様々な障がいに配慮した情報提供

特に、障がい福祉に関するパンフレットやガイドブックなどは、知的障がいのある方等にも分かりやすい表現に心がけ、漢字へのルビ、専門用語等への注釈、二次元コードを付けるなど、読みやすくする工夫に努めます。

基本施策4 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

○ 障がいのある人が情報通信技術（インターネットなど）を利用することにより、支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、支援を行います。

＜重点取組＞

◆ 障がいのある人の情報通信に関する支援（障がい者ITサポートセンター）

障がいのある人の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「障がい者ITサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、ITに関する利用相談や情報提供、パソコン講習の開催、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。